

都市公園の移動等円滑化整備 ガイドラインの主な改訂方針について

検討の視点		ガイドラインの現状	改訂の方向性(案)
1. 改正バリアフリー法への対応			
(1)	高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務化【R2改正／法第13条第7項】	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 第3章(都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン)に追記
(2)	高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化【H30改正／法第13条第6項】	第3章(都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン)に「◇望ましい整備内容」として記載あり【P85-89】	<ul style="list-style-type: none"> 法律により努力義務化された事項を「○標準的な整備内容」として追記 情報提供の方法について、記載内容の見直し・充実
(3)	市町村に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化【H30改正／法第24条の8第2項】	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 第3章(都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン)に追記
2. 計画・設計段階からの当事者参加の推進			
(1)	計画・設計段階からの当事者参加の推進	施設整備後のバリアフリー環境の維持等のため、高齢者・障害者等を含む公園利用者の意見を参考にするとの記載あり【P3,4】	<ul style="list-style-type: none"> 計画・設計段階からの高齢者・障害者等への意見聴取の重要性を追記
3. 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応			
(1)	バリアフリースイートの機能分散の推進	多機能便房への利用集中に対応するため、一般の便所において、多機能便房を設置した上で、簡易型多機能便房を設置し、利用の工夫を図ることが望ましいとの記載あり【P59】	<ul style="list-style-type: none"> 「多機能便房」が担ってきた機能を便所全体で分散して果たすことを明記 「多機能便房」から「高齢者障害者等用便房(バリアフリースイート)」に名称を変更し、利用対象者を明確化 バリアフリースイートには、車椅子使用者・オストメイト・乳幼児連れ利用者のための設備を設けることを明記 乳幼児用設備はバリアフリースイート以外にも設けることを追記
(2)	多様な利用者特性に対応したバリアフリースイート等の設備の充実	主として車椅子使用者、オストメイトを対象とした設備に関する記載あり【P61-64】	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児用設備をバリアフリースイートに「○標準的な整備内容」、バリアフリースイート以外に「◇望ましい整備内容」に位置付け 男女トイレのそれぞれにおむつ交換台の設置を明記 異性の介助者との利用、性的マイノリティの利用への配慮に関する記載を充実 車椅子の大型化を踏まえた便房の広さの記載を見直し 障害者等のおむつ替え用の大型ベットの設置を追記

検討の視点		ガイドラインの現状	改訂の方向性(案)
3. 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応			
(3)	便所全般のバリアフリー水準の底上げ	便所全般の基準として、標識、床面、男子用小便器、手すり、大便器、便器洗浄ボタン等の記載あり【P68,69】	<ul style="list-style-type: none"> 一般便房等を高齢者・障害者等が使用することを念頭に、「便所全般の基準」の記載を充実 全ての方に対する利便性向上の観点から、「便所全般の基準」の記載を充実
(4)	制約条件がある場合のバリアフリートイレの取扱い	街区公園等小規模な都市公園のため、多機能便房の設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房で代替可との記載あり【P65】	<ul style="list-style-type: none"> 現行ガイドラインの「簡易型多機能便房」の項目は削除 制約条件がある場合において、最低限確保すべき面積・設備等を記載
4. 車椅子使用者等が円滑に移動できる出入口の改善			
(1)	出入口に設置する車止めの形状の見直し	車止めの形状について、車椅子使用者等の通行に支障のない構造にするとの記載あり【P29】	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者等の円滑な通行の確保のため、車止めの形状・配置に関する記述を見直し
5. ガイドラインの読みやすさの向上			
(1)	ガイドラインの読みやすさの向上	—	<ul style="list-style-type: none"> 現行の「○標準的な整備内容」「◇望ましい整備内容」に加え、法律や移動等円滑化基準に関する事項について「◎移動等円滑化基準に基づく整備内容」の区分を設けて記載
6. その他（第2回委員会で検討）			
(1)	車椅子使用者用駐車施設の見直し	設置数、有効幅などの構造、国際シンボルマークの表示等の記載あり【P54】	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車施設の適正利用を推進するため、ゼブラゾーン込みの有効幅の記載を見直し 「車椅子用リフト付き福祉車両」の乗り降りに配慮した記載を充実
(2)	高齢者・障害者等の困りごとを踏まえた標識の見直し	標識の構造、文字の大きさ・明度・色相又は彩度、配置する場所等の記載あり【P73-75】	<ul style="list-style-type: none"> 標識を配置する場所、表示方法、表示する情報内容の記載を充実

赤字・赤枠: 追記・修正 / 青字: 削除

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 令和2年度のバリアフリー法改正により、公園管理者等は、高齢者・障害者等が高齢者障害者等用施設を円滑に利用するために必要な配慮について、広報活動・啓発活動を行うことが努力義務化。
- 現行ガイドラインに当該事項の記載はなく、追記が必要。

<留意事項>

- 大多数を占める管理者等が常駐していない都市公園でも対応ができるような検討が必要。

【参考:バリアフリー法(R2改正)】
(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

改訂の方向性

- ①改正バリアフリー法で努力義務化された事項について、「第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン」に追加

ガイドライン改訂案(P36)

①努力義務化された事項を「○標準的な整備内容」として追記

3-2 高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発

<ガイドライン>

- 管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における車椅子使用者用駐車施設、バリアフリートイレ等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮について、ポスターの掲示、放送での呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行う。

事例 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用推進キャンペーンポスター



出典: 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用推進キャンペーンポスター(2020年度、国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/osei_barrierfree_tk_000014.html

①公園管理者の参考となる具体的な取組事例を掲載

◎: 移動等円滑化基準に基づく整備内容【新設】 /
○: 標準的な整備内容 / ◇: 望ましい整備内容

赤字:追記・修正 / 青字:削除

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 平成30年度のバリアフリー法改正により、公園管理者等は、高齢者・障害者等が新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報の提供を努力義務化。
- 現行ガイドラインでは、情報提供の内容・方法に関する記載があるが、「◇望ましい整備内容」という位置づけであることから、位置づけの見直しが必要。

<留意事項>

- 身近な利用の多い小規模な都市公園においても、対応ができるような検討が必要。

【参考:バリアフリー法(H30改正)】
(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

ガイドライン改訂案(P28~31)

3-1 情報提供

(1) 公園に関する事前の情報提供

①努力義務化された事項を「○標準的な整備内容」として追記

① 情報提供の内容 (関係箇所抜粋)

- 高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。**
- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。
- ◇高齢者、障害者等が利用しやすい園路、駐車場、**バリアフリートイレ多機能便房**の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望ましい。

② 情報提供の方法 (関係箇所抜粋)

- 障害者等が円滑にウェブサイト等を利用し必要な情報を得られるようにするために、文字の大きさ、色使い、コントラスト等の見やすさ、画像や動画等に代替テキスト、動画の音声情報に字幕を提供する、全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にするなど、ウェブアクセシビリティを確保する。特に、PDFや画像で表現された情報は、視覚障害者が情報を得られない・得にくいことに配慮する。

②情報提供の記載の充実

(2) 管理事務所における公園利用者への情報提供

① 情報提供の内容 (関係箇所抜粋)

- 高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。**
- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。
- ◇公園内の車椅子で利用しやすい園路、**バリアフリートイレ多機能便房**などの位置等についての情報提供を行うことが望ましい。

◎:移動等円滑化基準に基づく整備内容【新設】 /
○:標準的な整備内容 / ◇:望ましい整備内容

改訂の方向性

- ①法律により努力義務化された事項について、「第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン」に「○標準的な整備内容」として追記
- ②情報提供の方法について、記載の見直し・充実

1. (3)市町村に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化

赤字:追記・修正 / 青字:削除

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 平成30年度のバリアフリー法改正により、公園管理者等は、市町村の求めがあったとき、高齢者・障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報の提供を努力義務化。
- 現行ガイドラインに当該事項の記載はなく、追記が必要。

【参考:バリアフリー法(H30改正)】

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

【参考:バリアフリー法施行規則(H30改正)】

第十四条の十 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、法第二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあったときは、特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

ガイドライン改訂案(P34)

3-1 情報提供

(3)移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想に基づく情報提供

- 移動等円滑化促進方針又は移動等円滑化基本構想に基づき、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、移動等円滑化の措置がとられた便所、駐車場等の施設の有無やその設置場所等、高齢者、障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供する。

①努力義務化された事項を「○標準的な整備内容」として追記

◎:移動等円滑化基準に基づく整備内容【新設】 /
○:標準的な整備内容 / ◇:望ましい整備内容

改訂の方向性

- ①改正バリアフリー法で努力義務化された事項について、「第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン」に追加

赤字・赤枠:追記・修正 / 青字:削除

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 都市公園移動等円滑化基準や都市公園の移動等円滑化基準ガイドラインの内容は、全国一律の内容であるため、個別公園においてバリアフリー化を進めるに当たっては、公園の利用者特性や利用実態等を勘案すること必要。
- その際、計画・設計段階において、高齢者・障害者等を含めた多様な公園利用者の意見を聴取し、整備内容に反映させることが重要
- 現行ガイドラインにおいては、整備後の機能維持・向上を目的とした高齢者・障害者等の意見聴取の記載はあるが、計画・設計段階における記載はなく、追記が必要。

改訂の方向性

- ①「都市公園のバリアフリー化の基本的考え方」において、計画・設計段階から高齢者・障害者等への意見聴取等を行うことを明記

ガイドライン改訂案(P1)

■都市公園のバリアフリー化の基本的考え方の記載

(1)ユニバーサルデザインの考え方

(略)

したがって、都市公園の整備にあたっては、バリアフリー法に基づく「特定公園施設」について「都市公園移動等円滑化基準」で求められている整備を行うだけではなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設の整備及び管理に取り組むことが重要である。その際には、段差等の物理的なバリアだけでなく、利用案内等の情報面にバリアが生じないよう、ハード・ソフト両面から高齢者、障害者等を含む全ての人々の利用に配慮する必要がある。

そのため、バリアフリー化すべき公園施設の新設や改修等を行う場合は、都市公園移動等円滑化基準や本ガイドラインに沿ったものとするはもとより、計画・設計段階から高齢者、障害者等を含めた多様な公園利用者や関係団体、専門家等からの意見聴取等を行い、整備内容に適切に反映させるなど、公園の利用者特性や利用実態等に合ったものとするのが重要である。

(略)

- ①公園施設の新設・改修等を行う場合、計画・設計段階から高齢者、障害者等への意見聴取等を通じて、公園の利用者特性・利用実態等に合わせたものとするの重要性を追記

3. (1) バリアフリートイレの機能分散の推進①

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 「多機能トイレ」において、車椅子使用者、オストメイト、乳幼児連れ利用者等、多様な利用者が対応できるように設備や機能を集約した結果、利用が集中。
- 「多機能トイレ」「多目的トイレ」等の名称が表記されていること等もあいまって、一般便房の利用で支障のない人の利用も少なくないとの指摘あり。
- 「多機能トイレ」しか使えない方が、「多機能トイレ」が使用したいときに使用できるよう、乳幼児用設備等の個別機能を有する便房を別途設置することにより、「多機能トイレ」が担ってきた機能を便所全体で分散して果たすべきとの指摘あり。
- 現行ガイドラインでは、「多機能トイレ」への利用集中への対応の記載があるが、機能分散化を図るため、記載の見直し・充実が必要。
- なお、こうした事項は、令和2年度に「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」で議論されたほか、公共交通や建築物他分野のガイドラインでは対応済み。



車椅子使用者、オストメイト、乳幼児連れ利用者に対応した設備を備えたトイレの例

改訂の方向性

- ①「便所」のガイドラインの冒頭において、これまで「多機能トイレ」が担ってきた機能を、便所全体で分散して果たすことを明記
- ②「多機能便房」の表現を「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」に変更し、バリアフリートイレの利用対象者を明確化
- ③「バリアフリートイレ」は、主に車椅子用利用者・オストメイト・乳幼児連れ利用者のための設備を設けることを明記
- ④都市公園において需要が高い「乳幼児用設備」はバリアフリートイレ以外にも設けることを明記

赤字:追記・修正 / 青字:削除

ガイドライン改訂案(P8~27)

■「2-2-6 便所」の構成

<現行ガイドライン>

- (1)多機能便所の設置基準
- (2)多機能便所を設置した便所の基準
- (3)多機能便所の基準
- (4)多機能便所の基準
- (5)便所全般の基準

<改訂(案)>

- (1)便所全般の基準
- (2)バリアフリートイレの設置基準
- (3)バリアフリートイレを設置した便所の基準
- (4)バリアフリートイレの基準
- (5)独立型バリアフリートイレの基準

②「多機能便所」を「バリアフリートイレ」に名称変更

①これまで「多機能便所」が担ってきた機能を、便所全体で分散して果たすことを明記するため、「便所全般の基準」を冒頭に移動

■便所全体のバリアフリーの考え方の記載

<基準の趣旨>

このような状況に対応するため、車椅子使用者、オストメイト及び乳幼児用連れ利用者が主に使用できる男女共用の多機能便所に加え、一般便所のバリアフリー水準の底上げ、乳幼児用設備等の個別機能を有する便所の設置により、これまで多機能便所が担ってきた機能を便所全体で分散して果たす必要がある。

①機能分散の考え方を明確化

■「(1)便所全般の基準」の記載

⑦ 乳幼児用設備 (略)

④「乳幼児用設備」はバリアフリートイレ以外にも設けることを追記

■「(4)バリアフリートイレの基準」の記載

<基準の趣旨>

③バリアフリートイレにオストメイト用設備が必要なことを明記

バリアフリートイレは、段、標識、腰掛便座及び手すり、オストメイト用水洗器具、洗面器、出入口の有効幅、戸、広さの基準を満たす必要がある。
 なお、多機能便所は、車いす利用者の利用のみならず、オストメイト機能や乳幼児用ベッド等の設置により多機能化を図る上では、施設用途を十分に考慮し、その際、利用しやすさを工夫することが有効である。

①機能分散の考え方に合致しないため削除

<ガイドライン>

④ 水洗器具等 (関係箇所抜粋)

- 車いす使用者、オストメイト、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。
- ◇乳児連れの人の利用を考慮し、多機能便所内におむつ交換シートを設置することが望ましい。

③オストメイト用設備、乳幼児用設備を明確化するため、構成を見直し

⑥ オストメイト用設備

- オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を設ける。
- 上記の水洗器具は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る洗浄措置を備えた汚物流しとする。
- 汚物流しの洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどの物を置ける十分なスペースを設置する。
- ストーマ装具の装着を確認するための鏡を設ける。

⑩ 乳幼児用設備 (略)

③バリアフリートイレに必要な設備であるオストメイト用設備の記載を充実

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 都市公園のトイレにおいては、以下のような多様な利用者特性を踏まえた対応が求められているところ。

(乳幼児連れ利用者)

- 都市公園は子ども連れの利用が多く、おむつ交換ができる場所、ベビーカーごと入れるトイレ、子どもと一緒に利用できるトイレ等、乳幼児用設備を備えたトイレの需要が高い。
- 乳幼児用設備は、女子用便所にしか設置されていないことがあるが、男子用便所への設置も必要。
- ベビーチェアに座った子どもが扉の鍵を開けたり、子どもが勝手に外に出て行ってしまわないように、鍵の設置に工夫が必要。

(異性による介助)

- 介助者が異性の場合には、プライバシーに配慮するために仕切りとなるカーテンの設置が必要。

(性的マイノリティ)

- 男女別トイレが利用しづらいため、男女共用のトイレが必要。

(大型車椅子利用者への配慮)

- 大型の電動車椅子の場合、より広めの区画が必要(ライニングを含めない内法で2m×2m以上)。
- おむつ等の利用である場合には大型ベッドの設置が必要。

- 現行ガイドラインは、車椅子利用者、オストメイトに関する配慮が中心であり、上記事項をガイドラインに反映していくことが必要。

<留意事項>

- カーテン設置にあたっては、燃やされる・破られる、カーテンを手すり代わりにして使用されること等のリスクがあることに留意が必要。



改訂の方向性

- ①乳幼児用設備をバリアフリートイレに「○標準的な整備内容」、バリアフリートイレ以外に「◇望ましい整備内容」に位置付けるとともに、設置すべき設備の内容を充実
- ②便所に男女の別があるときは、それぞれに乳幼児用設備の設置を明記
- ③異性の介助者との利用、性的マイノリティの利用を念頭に、男女共用のバリアフリートイレの設置や、その設備に関する記載を充実
- ④車椅子の大型化を踏まえたバリアフリートイレの広さの記載を見直し
- ⑤バリアフリートイレにおける障害者等のおむつ替え用の大型ベッドの設置を「◇望ましい整備内容」に位置付け

赤字:追記・修正 / 青字:削除

ガイドライン改訂案(P14,16,21,24)

■乳幼児連れ利用者への対応

(1)便所全般の基準

⑦ 乳幼児用設備

- ◇乳幼児用設備を有する便房を1以上(男女別に設けるときはそれぞれ1以上)設置する。
- ◇乳幼児用設備を有する便房は、ベビーカーとともに入れる広さとし、ベビーカー、おむつ交換台及び着替え台等を設置する。
- ◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、上記の乳幼児用設備を有する便房に加えて、一般便房にベビーカーを設置することが望ましい。
- ◇ベビーカーを設置した便房では、ベビーカーに座った乳幼児の手が届かない位置に、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

①乳幼児用設備の記載を充実

②男女トイレそれぞれに、乳幼児用設備の設置を明記

■性的マイノリティ・異性介助への対応

(2)バリアフリートイレの設置基準 (関係箇所抜粋)

- ◇バリアフリートイレは、性的マイノリティや異性介助の際などの利用に配慮し、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。
- やむを得ずバリアフリートイレを男女別に設置する場合は、便所の出入口付近等、性的マイノリティや異性介助の際に入りやすい位置に設置する。

③性的マイノリティの利用への配慮を追記

(4)バリアフリートイレの基準

⑫ その他の設備

- ◇便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。(以下略)

③異性の介助者との利用がしやすいバリアフリートイレの設置や設備の記載を充実

■大型車椅子利用者への対応

(4)バリアフリートイレの基準 (関係箇所抜粋)

④ 広さ

- ◎バリアフリートイレ内の広さは、車椅子使用者が設備・備品等を使用できる等、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- ◇便房の大きさは内法200cm以上×200cm以上とする**ことが望ましい**。
- 新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペース(標準内法寸法220cm×220cm程度)を確保する。
- ◇電動車椅子で方向転換が可能なスペースを有する場合、便器横の移乗スペースを75cm以上確保することが望ましい。

④バリアフリー化の現状を踏まえ「○標準的な整備内容」に格上げ

④車椅子の大型化を踏まえた便房の広さの記載を見直し

⑪ 大型ベッド等

- ◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式大型おむつ交換台を設置することが望ましい。大型ベッド等を設置する場合は、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。大型ベッドを設置する際は、不適切利用に対する対策などに十分留意する。
- ◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
- ◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。

⑤障害者等のおむつ替え用の大型ベッドの項目を新設。「◇望ましい整備内容」として記載

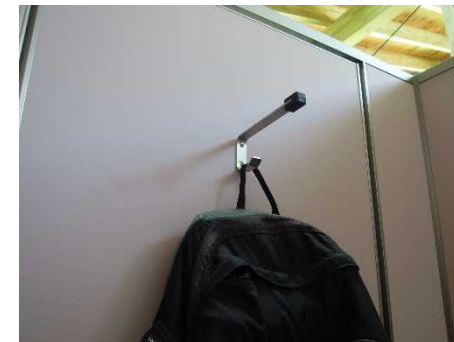
検討課題・留意事項

<検討課題>

- バリアフリースイートイレ以外においても、以下のような課題が指摘されている。
 - 便所の出入口、便所内の床面の段がある。
 - 腰掛便座及び手すり付きの便房がない。
 - 便房内に荷物を置いたり掛ける場所がない。
 - 一般便房内における車椅子利用者用のトイレや乳幼児用設備の設置状況がトイレの出入口に表示されていない。



床面の段差



荷物を置いたり、掛ける場所が必要

- バリアフリースイートイレの利用集中緩和や、高齢者・障害者等にとどまらない全ての方に対する利便性向上の観点から、便所全般や一般便房におけるバリアフリー水準の底上げが必要。
- 現行ガイドラインは、一般便房等のバリアフリー化に関する記述が最低限のものとなっており、記載の充実が必要。



改訂の方向性

- ① 一般便房等を高齢者・障害者等が使用することを念頭に、円滑に使用することができるように「便所全般の基準」の記載を充実
- ② 高齢者・障害者等を含む全ての方に対する利便性向上の観点から、「便所全般の基準」の記載を充実

赤字:追記・修正 / 青字:削除

ガイドライン改訂案(P12~15)

■「(1) 便所全般の基準」の記載

① 標識

- 便所の出入口には、男女の別、便所内部の配置等を分かりやすく表示した案内図を設ける。
- 便所内に車椅子使用者用の便房、オストメイト用設備を備えた便房、おむつ交換台、ベビーチェアなどの乳幼児用設備がある場合には、出入口付近にその旨を表示する。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように表示する。
- 案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。
- ~~不特定多数の利用者が利用する便所の出入口~~で、男女別、機能を分かりやすくする表示する標識を設置する場合は、ピクトグラムはJIS Z 8210に示された案内用図記号等を基本としてとする。
- ◇ 標識を独自にデザインする場合は、高齢者、障害者等への意見を聴取するなどによりを行った上で使用することが望ましい。
- ◇ 必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。

② 出入口

- 出入口の有効幅は、80cm以上とする。

③ 床面・段

- ~~出入口から内部まで~~床面は全て段差がなく、平坦とすることが望ましい。

④ 男子用小便器

- 小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置する。

① 一般便房等について、案内図の設置や内部設備の表示を「○標準的な整備内容」に位置付け

① 視覚障害者の利用を踏まえた記載を追加

⑤ 大便器・便房

- 便所内に腰掛便座を1以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとす。
- ◇ 高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。
- 和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置する。
- 便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。
- ◇ 弱視、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。
- 便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設ける場合、形状、色、配置はJIS S0026にあわせたものとする。
- 便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。
- ◇ 子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討することが望ましい。

⑥ 洗面器・鏡等

- 洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。
- 車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上60~65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75~80cm程度とする。
- ◇ 車椅子使用者の利用を想定する場合、鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ100cm以上とすることが望ましい。
- ◇ 子ども等の利用に配慮し、高さ55cm程度、奥行き45cm程度(吐水口に手が届きやすい)の洗面器も設けることが望ましい。
- ◇ 洗面台の近くにベビーチェアを設けることが望ましい。

② 子どもの利用を考慮した記載を充実

① 視覚障害者の利用を踏まえた記載を追加

① 高齢者・障害者等の一般便房等の使用を考慮した項目の追加、記載の見直し

② 全ての利用者の利便性向上に向けた記載を追加

検討課題・留意事項

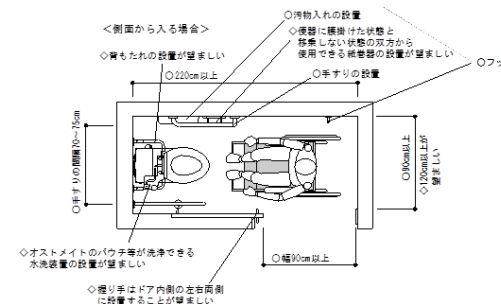
<検討課題>

- 現行ガイドラインでは、小規模公園で「多機能便房」の設置が困難でやむを得ない場合に限り、「簡易型多機能便房」で代替可と規定。
- 現行ガイドラインの「簡易型多機能便房」の広さは、「車椅子利用者用簡易型便房」の広さが見直されている公共交通等の他分野のガイドラインと比べて狭い。
- 簡易型オストメイト用設備は、装具の交換ができないなど、通常のオストメイト用設備よりも制約が大きい。
- 「簡易型多機能便房」は、バリアフリーの観点から必ずしも十分な措置とはいえないことから、規定自体の見直しが必要。

<留意事項>

- 既存トイレの改修によりバリアフリー化を図る場合、躯体の制限により、トイレを広くできないこともある。

現行ガイドライン掲載の「簡易型多機能便房の例」



出典:「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」引き出しの指針も含めて引用 ※ 2007 (H19) 年7月改訂版を掲載



簡易型オストメイト用設備 (腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの) (建築設計標準より)

改訂の方向性

- ① 現行ガイドラインの「(3)2) 簡易型多機能便房」の項目は削除
- ② 既存トイレの改修などトイレのバリアフリー化を図る上で制約がある場合において、最低限確保すべき面積・設備等をバリアフリートイレのガイドラインの中で記載

赤字:追記・修正 / 青字:削除

ガイドライン改訂案(P21~26)

■「簡易型多機能便房」の削除

<基準の趣旨>

多機能便房を設置することを原則とするが、~~街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。~~

<ガイドライン>

- 腰掛け式の便器を設置し、~~周辺に手すりを設置する。~~
- ◇~~正面から入る場合は奥行き190cm以上×幅90cm以上の広さと有効幅80cm以上の出入口、側面から入る場合は奥行き220cm以上×幅90cm以上の広さと有効幅90cm以上の出入口を確保することが望ましい。~~
- ◇~~戸の握り手は戸の内側の左右両側に設置することが望ましい。~~

■改修時等の制約がある場合の最低限の整備水準の記載

(4) バリアフリートイレの基準 (関係箇所抜粋)

④ 広さ

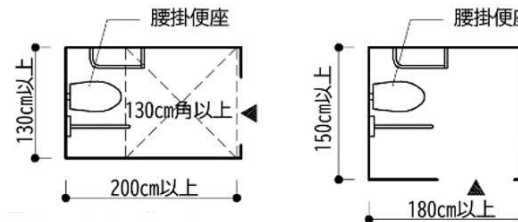
○改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず内法200cm以上×200cm以上を確保できない場合においては、正面から入る場合は有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口を確保すること。

②制約条件がある場合における最低限の面積基準として、公共交通等の他分野のガイドラインの「車椅子利用者用簡易型便房」と同様の広さの確保を位置付け

①「簡易型多機能便房」は、バリアフリーの観点から必ずしも十分な面積・設備でないため、項目ごと削除

面積や構造等の制約がある場合のバリアフリートイレの例

差替



出典:「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」令和3年3月 国土交通省

②制約条件がある場合における最低限の面積基準に対応した整備イメージを掲載

⑥ オストメイト用設備

- 改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず汚物流しを設けることができない場合においては、簡易型オストメイト用設備を設ける。
- 簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の戸に設置する。

②制約条件がある場合におけるオストメイト用設備の最低限の水準として、簡易型オストメイト用設置を位置付け

4. (1) 出入口に設置する車止めの形状の見直し①

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 出入口に車止めが設置されている場合、移動等円滑化基準を満たす有効幅90cmが確保されていても、車止めの形状、配置の仕方によって、車椅子使用者等の通行が困難な場合があるとの指摘あり。
- 現行ガイドラインにおいては、車止めの形状について、車椅子使用者等の通行に支障のない構造にするとの記載しかなく、上記の課題に対応しきれていない。

<留意事項>

- 車止めは、公園利用者等の安全確保（車・バイク・自転車の侵入防止、子ども等の道路への飛び出し防止）を目的に設置されていることが多いため、形状・配置の見直しにあたっては、公園の立地や利用状況も勘案することが必要。



【C型ゲート】大型車椅子が通行できない。普通型車椅子も通行しにくい



【P型ゲート】上部の突出部分が大型車椅子、ベビーカーなどに引っ掛かって通行できない



【ハートフルゲート】上肢に障害がある場合、大型車椅子の場合は通行できない



【複数列配置】車止めの配置の仕方によっては、車椅子が通行できない



改訂の方向性

- ①車椅子使用者等の円滑な通行確保のため、車止めの形状・配置に関するガイドラインの記述を見直し

赤字:追記・修正 / 青字:削除

ガイドライン改訂案(P4~5)

■「出入口の基準」の記載

① 有効幅

《車止めを設ける場合》

◎車止めを設ける場合は、車椅子使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。

◎有効幅については、車止めの最上部まで90cm以上を確保したものとする。

○車止めを複数列配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行できるような配置とする。

○~~公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合等の特殊な形状の車止めは、車椅子使用者等の通行に支障を来す場合があることから、公園の立地や利用状況を踏まえて必要性等を慎重に検討するとともに、車椅子の寸法や回転性能等を考慮したものとする。~~

◇避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。

①半円形の車止めや回転しながら進入する車止めの課題点を明記し、設置に慎重を期すことを記載

①災害時に円滑に通行できるよう配慮事項を追記

①P型ゲートを念頭に、車止めの最上部まで有効幅を確保することを「◎移動等円滑化基準に基づく整備内容」として明記

参考 ハンドル形電動車椅子の寸法(全長・全幅)及び回転性能

■ 最大寸法

単位:mm

区分	最大寸法
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀)	1200

■ 回転性能

1.2M 形(タイプ I)

幅 1.2m の直角路を曲がらなければならない。

1.0M 形(タイプ II)

a) 幅 0.9m の直角路を 5 回まで切返して曲がれなければならない。

b) 幅 1.0m の直角路を切返しなしで曲がれなければならない。

c) 1.8m 未満の幅で 180°の回転ができなければならない。

出典:JIS T9208 ハンドル形電動車椅子

①参考として、車椅子の最大寸法、回転性能に関するJISを掲載

①車止めを複数列配置する場合の留意事項をガイドラインに明記するとともに、整備の参考となるような具体的事例を追加

赤字:追記・修正 / 青字:削除

検討課題・留意事項

<検討課題>

- 現行のガイドラインでは、「○標準的な整備内容」において、都市公園移動等円滑化基準の内容も記載されている。
- 法令上の適合義務がある内容とそれ以外の内容が明確となるよう、ガイドラインの構成の見直しが必要。

改訂の方向性

- ①現行の「○標準的な整備内容」「◇望ましい整備内容」に加え、法律や移動等円滑化基準に関する事項について「◎移動等円滑化基準に基づく整備内容」の区分を設けて記載

【参考】公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和3年3月)における整備内容区分

- 2013年(H25)6月改訂で、「○標準的な整備内容」、「◇望ましい整備内容」の2区分から3区分に変更。

「移動等円滑化基準に基づく整備内容」(◎)

移動等円滑化基準に基づく、最低限の円滑な移動を実現するための内容の記述を行ったものであり、記号“◎”で示す。

「標準的な整備内容」(○)

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるものであり、記号“○”で示す。

「望ましい整備内容」(◇)

上記の整備を行ったうえで、移動等円滑化基準に基づく整備内容(◎)、標準的な整備内容(○)より、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のものであり、記号“◇”で示す。

ガイドライン改訂案

■ガイドラインの整備内容区分

①整備内容区分を2区分から3区分に変更

◎移動等円滑化基準に基づく整備内容

都市公園移動等円滑化基準に基づく最低限の内容の記述を行ったもの

○:標準的な整備内容

社会的な変化や公園利用者の要請に合わせた標準的な整備内容で、積極的な対応が求められるもの

◇:望ましい整備内容

上記の整備を行った上で、さらなる円滑な移動等の実現や公園利用者の利便性・快適性への配慮したもの

①各区分の補足説明を追加

■ガイドライン全般における「◎移動等円滑化基準に基づく整備内容」の仕分け・追記

「2-2-1 (2)出入口の基準 ②水平面」の例

①現行ガイドラインの「○標準的な整備内容」の記載内容を、「◎移動等円滑化基準に基づく整備内容」と「○標準的な整備内容」に仕分け

◎出入口には、車椅子使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、**地形の状況等の特別の理由によりやむを得ない場合を除き**、長さ150cm以上の水平面を設置する。

○水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。

○横断側溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。

(略)

①都市公園移動等円滑化基準の内容について、現行ガイドラインに記載されていない事項を追記

◎:移動等円滑化基準に基づく整備内容【新設】 / ○:標準的な整備内容 / ◇:望ましい整備内容